公告番号(機-1501B-01)

入札説明書

2015年1月14日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2015年1月14日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　競争に付する事項

(1) 案件名：ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材
(2) 納入条件、調達品目、仕様及び数量等は別冊機材仕様明細書のとおり。

なお、海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同マニュアルは、次のサイトからダウンロードできます。

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「公告・公示情報」
→「公告・公示情報（選定結果）」
→「海外向け資機材の調達　機材調達　一般競争入札案件」
→「お知らせ」
(http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq00001moh22-att/i20140822.pdf)

4　担当部署等

(1) 担当部署
郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
調達部契約第三課（機材班）
電話03-5226-6643 ファクシミリ03-5226-6324
(2) 書類授受・提出場所、送付先
ア．持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受付）となります。書類の拝受は次の受付時間に限ります。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10 時から午後5 時

（ただし、午後0 時30 分から午後1 時30 分を除く。）

イ．郵送の場合

送付先を上記(1)あてとしてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当方まで接頭されなかった書類は無効とします。

なお、開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名を記入してください。

5　競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

(1) 細則第４条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20 年10 月1 日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 公示日において、平成25・26・27年度全省庁統一資格若しくは平成22年4月1日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」又は「C」又は「D」若しくは「物品の販売」の「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされる者であること。

ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。（「６　競争参加資格の確認等」(1)の②を参照してください。）

(3) 輸出実績を有すること。

6　競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記５.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができません。

① 全省庁統一資格保有者である者（上記5.(2)に該当する者）

ア．提出期間：2015年1月15日(木)から2015年1月26日(月)まで

イ．提出書類：競争参加資格確認申請書（所定の書式）、全省庁統一資格審査結果通知書（写）、返信用封筒（切手貼付）

ウ．提出場所：上記４.参照

エ．提出方法：持参又は郵送

② 全省庁統一資格保有者でない者（上記5.ただし書きに該当する者）

ア．提出期間：上記①のア．に同じ

イ．提出書類：　競争参加資格確認申請書（所定の様式）、返信用封筒（切手貼付）、その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「競争参加資格審査」
（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）

ウ．提出場所：上記４．参照

エ．提出方法：上記①のエ．に同じ

オ．その他：別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、申請手続きに必要な「その他提出書類」は省略できます。

(2) 競争参加資格の確認の結果は2015年1月30日(金)付までの文書をもって郵送にて通知します。2015年2月2日(月)までに結果が通知されない場合は、上記４．にお問い合わせください。

(3) その他

ア．申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．必要な料金の切手を貼った長3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。

ウ．提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ．一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４．を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2015年2月5日(木)　午後2 時まで

イ．提出場所：上記４．参照

ウ．提出方法：持参

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2015年2月9日(月)までに書面により回答します。

8　入札説明書に対する質問

(1) 別冊機材仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は自由)により提出してください。

ア．提出期間：2015年1月15日(木)から2015年1月26日(月)まで

イ．提出場所：上記４．参照

ウ．提出方法：持参又は郵送
当方での取りまとめの都合上、書面と同時に電子データでのご提出をお願いいたします。（送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp）

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2015年1月28日(水)に以下のサイトに掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも2015年2月5日(木)までに掲示します。

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）
→「調達情報」
→「公告・公示情報/結果」
→「機材調達　一般競争入札　公告／選定結果」
→「案件公告／選定結果」
（http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2014.html）

イ．回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（所定の様式）を提出してください。
ア．提出期限：入札執行日の前日まで
イ．提出場所：上記４．参照
ウ．提出方法：持参又は郵送
(2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

10　入札会の執行

(1) 日時：2015年2月10日(火)　午後2時00分
(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構 110会議室
(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類をご準備ください。
ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通
イ．委任状1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）
ウ．入札書3 通（最大入札回数３回）

12　入札（書）の無効

(1) 上記５.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書・委任状等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。
(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とします。

(4) 次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
　ア．入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
　イ．入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
　ウ．誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
　エ．入札件名が違っているとき。

　オ．日付が違っているとき。（入札書の日付は、入札執行日としてください。）
　カ．宛先契約担当役名が違っているとき。
　キ．条件が付されているとき。
　ク．再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
　ケ．競争参加資格のない者が行った入札。
　コ．他者の競争参加を妨害した者の入札。
　サ．入札執行者等の職務執行を妨げた者の入札。
　シ．その他、談合等不正行為をなした者の入札。

13　落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
(3) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

14　入札会手順等

(1) 入札会の手順
　① 入札案件名の確認：
　　各出席者は競争参加資格確認通知書写しを提出し、入札事務担当者が入札案件名を確認します。
　② 入札会出席者氏名の確認：
　　入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。
　③ 委任状の受理（代表権を有する者が出席の場合は不要）：
　　各出席者は、所定の様式による委任状を提出します。
　④ 入札会出席者氏名、委任状の内容確認：
　　入札事務担当者が、上記②及び③の書類の記載内容を確認します。
　⑤ 入札書の投入：
　　各出席者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
　⑥ 開札及び入札書の内容確認：
　　入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
　⑦ 入札金額の発表：
　　入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。
　⑧ 予定価格の開封及び入札書との照合
　　入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

⑨ 落札業者の発表

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。なお、入札金額不調の場合の最大入札回数は１回目を含め計３回までとします。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞				退			円

15　内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者と決定された者は、入札日の翌日から起算して7営業日以内に内訳書を提出するものとします。

(2) 落札者と決定された者は、契約書（案）を速やかに提出し、締結するものとします（ただし、契約書の日付は、当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後になります）。契約書（案）は次に示す雛型に基づき作成してください。なお、契約金額が200万円に満たない場合には契約書は作成せず注文書・請書を取り交わしますが、契約条件は同雛型のとおりとします。

契約書（案）の雛型は、

・添付のとおりです。

・当機構のホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。

雛型名称：船積渡し

当機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン、様式」

→「海外向け資機材の調達　一般競争入札」

→「契約締結」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

(3) 契約保証金は免除します。

16　その他

(1) 受注者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、受注者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を発注者へ支払うものとします。また、発注者はこの場合該当契約を解除することが可能とします。

(2) 納入する機材は、特許法、著作権法等を遵守した機材であること。法令違反が判明した場合は、落札を取り消し又は契約を解除することがあります。

(3) 危険品、温度管理品、輸出貿易管理令該当品（「E/L該当品」）、米国再輸出規制該当品（「EAR該当品」）については落札者の責任において確認し、契約締結から30日以内にその有無を必要書類を附して所定様式により提出します。薬品の調達の場合の有効期限については、機材納品予定日の7営業日前までに所定の様式により提出します。所定の様式は「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年

7月版）」を参照してください。また正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア．危険品、温度管理品の有無、E/L該当品、EAR該当品は契約締結から30日以内、薬品の有効期限は機材納品予定日の7営業日前までにそれぞれ提出がない場合

イ．E/L該当品、EAR該当品、危険品、温度管理品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ．危険品、温度管理品の輸出手続き及び輸送を適切に行わなかった場合

エ．その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

(4) E/L該当品、EAR該当品の場合(契約後にE/L該当品、EAR該当品が判明した場合も含む。）、輸出許可取得が不可能であると判断されるときは、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除することもあります。

(5) その他、入札参加者、落札者及び受注者は、「JICA海外向け資機材調達の手引き（高額機材）（2014年7月版）」に記載される事項を遵守しなくてはなりません。

17　情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア．当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ．予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250万円

② 財産の買入れの場合、160万円

③ 物件の借入れの場合、80万円

④ 上記以外の場合、100万円

ウ．光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア．当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ．当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表

に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする。）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・３分の１以上２分の１未満

・２分の１以上３分の２未満

・３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

18 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

(4) 機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開しています。

機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「調達ガイドライン・様式」

→「規程」

→「一般契約事務取扱細則」

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html）

(5) 有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。

機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/index.html）

→「調達情報」

→「競争参加資格審査」

→「全省庁統一資格結果通知書を有している場合　情報シートについて」
　(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

２０１５年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　殿

住所
商号又は名称　　　　社印
役職名
代表者氏名　　　　役職印
整理番号（　　　　　）（注 3）

2015 年 1 月 14 日付で公告のありましたベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。
なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札公告３に規定されている競争参加資格要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。
（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。
（注3） 整理番号は、JICA の資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときの JICA からのメール）にて通知された番号です。
（注4） 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（若しくは、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。
（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。
http://www.jica.go.jp/announce/screening/ku57pq00000s45w1-att/ind_info.pdf

（様式２）

辞　退　書

２０１５年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　殿

住所
商号又は名称　社印
役職名・代表者氏名　役職印

２０１５年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありましたベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

様式３

入　札　書

年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　　小寺　清　様

住所
商号又は名称　　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　　㊞

件名：ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材

　標記の件について、入札説明書、機材仕様明細書、梱包条件件書、輸送条件件書、技師派遣条件件書、契約書(雛形) および「JICA海外向け資機材調達の手引き(高額機材)」を十分理解したうえで、下記のとおり入札いたします。

金											円

ただし、以下の費用が含まれます。

①機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
②梱包条件件書に基づく輸出梱包にかかる費用
③輸送条件件書に基づく輸送にかかる費用
④技師派遣にかかる経費

　本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、また、技師派遣にかかる経費も海外業務なので、消費税はかかりません。
　保険料は含みませんが、落札した場合は保険料を加算して契約金額とします。

以　上

（様式４）

最 終 見 積 書

２０１５年　　月　　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清　殿

住　所
商号又は名称　　　　　　　会社印
代表者氏名　　　　　　　　役職印

件名：ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト向け機材

標記案件につき、以下のとおりお見積りいたします。

記

見積金額：　　　　　　　　　　　　　　　円

落札金額　：　　　　　　　　　　円
保険料　　：　　　　　　　　　　円
合計　　　：　　　　　　　　　　円
(JICA 指定保険会社の保険料計算書は別添のとおり)

引渡期限：2015 年 3 月 31 日　（機材仕様明細書 No.5～9、12 の機材）
2015 年 7 月 17 日　（機材仕様明細書 No.1～4、10、11 の機材）

以上

様式5

入札説明書に関する質問

案件名：　ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

本件入札説明書に関し、質問します。

公示番号：機　－１５０１Ｂ　－０１	
	質　問　事　項
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称：
担当者氏名：
TEL:
FAX:
e-mail:

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1.電源仕様について		
	General	単相AC220V（±10%） 50Hz、三相AC380V 50Hzであること。		
		単相の電源プラグはA型またはC型であること。		
		ただし、納入する機材の電源プラグがA型またはC型に対応できない場合は、		
		プラグ変換器の使用を認める。		
		国内製品しかない場合は、ステップダウントランスの使用を認める。		
		ステップダウントランスを使用する場合は、契約書の内訳明細書に		
		そのメーカー名、型番、仕様（電圧、容量等）を明記すること。		
		電源プラグおよび電源ケーブルの定格電圧、電流等の規格については		
		ベトナム国の仕様に対応するよう十分注意すること。		
		2.仕様欄において「程度」と記されている数値は、±10%弱の変動		
		あるいは誤差を認める。		
1	フーバーマーラー	（仕様）用途：受入検査における顔料、インキ配合用		
	Hoover Automatic Muller	ガラス板回転速度：100rpm		
		最大試験荷重：1kN以上		
		試験回転数設定：6桁以上のプリセットカウンタによる		
		累積回数表示：3桁以上のカウンタによる		
		本体寸法（WxDxH）：500mm x 600mm x 400mm 以下		
		付属品：ガラス板（6枚/台）		
		ガラス板収納箱（1個/台）		
		試験荷重50lb、100lb、150lb、1kNとなるウエイト（一式/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		試験成績書（1部/台）		
		JICA提出用試験成績書写し（1部/台）		
		参考銘柄①　カタログNo.465	東洋精機製作所	1
		標準付属品：ガラス板（6枚/台）		
		ガラス板収納箱（1個/台）		
		ウェイト吊棒・台（1,568g　1個/台）		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
1	フーバーマーラー	ウェイト（2,268g　2個/台）		
	つづき	JIS対応補助ウェイト（Max.1kN　1個/台）		
		L型レンチ（2.5mm　1個/台）		
		治具ハンドル　ガラス抑えリング取り外し用（1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		試験成績書（1部/台）		
		JICA提出用試験成績書写し（1部/台）		
		特別付属品：ステップダウントランス（1台/台）	東洋精機製作所	1
		参考銘柄②　カタログNo.PI-1001	テスター産業	1
		標準付属品：ガラス板（上下2枚×1組/台）		
		ガラスセットリング（1個/台）		
		荷重50lb、100lb、150lbf用分銅（各1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：ガラス板（上下2枚×2組/台）	テスター産業	2
		ガラス板収納箱（1個/台）	テスター産業	1
		荷重1kN用分銅（1個/台）	テスター産業	1
		ステップダウントランス（1台/台）	テスター産業	1
		検査成績書（1部/台）	テスター産業	1
		JICA提出用検査成績書写し（1部/台）	テスター産業	1
2	ミキサー(小型)	（仕様）用途：混合における基本インキ等混合用		
	Planetary Mixer(small type)	特記事項①：本機材はメーカーまたはメーカー指定業者による		
		現地据付、試運転調整、および操作指導を要する。		
		特記事項②：電源仕様は三相AC380V50Hz、電源ケーブル長25m、		
		電源プラグは付属しないものとする。		
		銘柄指定　PLM-5　真空ポンプ（RP-60型）付	井上製作所	1
		標準付属品：標準工具（一式/台）		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	ミキサー(小型)	フードパッキン（1台分/台）		
	つづき	取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		検査成績書（1部/台）		
		JICA提出用検査成績書写し（1部/台）		
		特別付属品：タンク　ジャケットなしタイプ　置蓋含む　（3個/台）	井上製作所	3
3	フーバーマーラー	（仕様）用途：受入検査における顔料、インキ配合用		
	（ガラスプレート）	アイテム番号1のフーバーマーラー専用ガラスプレート		
	Glass Plate for Muller			
		参考銘柄①　フーバーマーラー用ガラス板	東洋精機製作所	6
		参考銘柄②　フーバーマーラー用ガラス板（上下2枚セット）	テスター産業	3
4	ガラスプレート収納箱	（仕様）用途：受入検査における顔料、インキ配合用		
	Storage Box for Glass Plate	アイテム番号3のフーバーマーラー（ガラスプレート）用の収納箱		
		参考銘柄①　ガラス板用収納箱	東洋精機製作所	1
		参考銘柄②　ガラス板用収納箱	テスター産業	1
5	B型粘度計	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Brookfield Viscometer	測定範囲：20～2,000,000mPa･sの範囲を含む		
		回転速度：0.3～100rpmの範囲を含む		
		回転速度切替段数：18以上		
		測定表示項目：粘度、トルク%表示、スピンドル、回転数		
		測定精度：フルスケールの±2%以下		
		再現性精度：フルスケールの±0.2%以下		
		スピンドル材質：ステンレス		
		付属品：スピンドル（4種類以上/台）		
		スタンド（1個/台）		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
5	B型粘度計	電源ケーブル（1本/台）		
	つづき	キャリングケース（1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄①　LVDV-E（電源電圧115V仕様）	ブルックフィールド	1
		標準付属品：スピンドル（4種類/台）		
		スタンド（1個/台）		
		電源ケーブル（1本/台）		
		電源プラグ3P-2P変換アダプタ（1個/台）		
		キャリングケース（1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：ダウントランス　SU-550	スワロー電機	1
		参考銘柄②　デジタルB型粘度計BASE L　CAT.No.6700	アタゴ	1
		標準付属品：スピンドル（4種類/台）		
		スピンドルガード（1個/台）		
		スピンドルラック（1個/台）		
		スタンド（1個/台）		
		電源ケーブル（1本/台）		
		キャリングケース（1個/台）		
		特別付属品：取扱説明書（英語　1部/台）	アタゴ	1
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）	アタゴ	1
6-1	鉄製スタンド	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Steel Stand	支柱材質：SUS304		
		支柱サイズ：φ12mm×長さ660mm程度		
		台材質：亜鉛ダイカスト		
		台サイズ：252×244×39.5mm程度		
		台重量：1.7kg程度		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
6-1	鉄製スタンド	脚：水平調節ネジ付ゴム脚		
	つづき	クランプ数：3個以上		
		器具：自在挟み　挟み間隔0～50mm以上		
		支持環　内径φ80mm程度		
		吊り棒　長さ150mm程度		
		参考銘柄　鉄製スタンドZD　品番KN3135005	テックジャム	2
6-2	丸型クランプ	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Round Clamp	材質：アルミ合金製　耐熱ビニール被覆		
		締付範囲：15～35mmの範囲を含む		
		柄のサイズ：φ10mm×長さ140mm程度		
		参考銘柄　丸型クランプGS　品番KN3346212	テックジャム	6
6-3	ムッフ	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Holder	材質：アルミ合金		
		締付範囲：φ8～16mmの範囲を含む		
		ネジ先端部形状：固定用の爪付		
		参考銘柄　ムッフK（爪付）　品番KN3346331	テックジャム	6
6-4	ビュレット	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Burette	種類：ガラスコック付　白		
		容量：25ml		
		一目盛:0.1ml		
		許容誤差:±0.03ml以下		
		全長:640mm程度		
		参考銘柄　ビュレット　ガラスコック付　白　25ml　品番SB-2111-25	テックジャム	3

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
6-5	三角フラスコ	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Conical Flask	材質：硼硅酸ガラス		
		容量：300ml		
		底外径：φ90mm程度		
		全高：148mm程度		
		参考銘柄　三角フラスコ（HARIO）300ml　品番KN3131030	テックジャム	5
6-6	ビーカー	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Beaker	容量：200ml		
		胴外径：φ67mm程度		
		高さ：90mm程度		
		目盛付き		
		参考銘柄　ガラスビーカー 200ml　品番SB-1002-2005B	テックジャム	5
6-7	ビーカー	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Beaker	容量：100ml		
		胴外径：φ55mm程度		
		高さ：73mm程度		
		目盛付き		
		参考銘柄　ガラスビーカー 100ml　品番SB-1002-1005B	テックジャム	5
6-8	メスシリンダー	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Measuring Cylinder	材質：ポリメタクリルスチレン		
		目盛：刻印目盛		
		容量：50ml		
		胴外径：φ27mm程度		
		全高：205mm程度		
		参考銘柄　ケミカルメスシリンダーS　S-50ml　品番KN3103152	テックジャム	2

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
6-9	メスシリンダー	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Measuring Cylinder	材質：ポリメタクリルスチレン		
		目盛：刻印目盛		
		容量：20ml		
		胴外径：φ18mm程度		
		全高：194mm程度		
		参考銘柄　ケミカルメスシリンダーS S-20ml 品番KN3103151	テックジャム	2
6-10	ピペット	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Pipette	材質：硼珪酸ガラス		
		容量：25ml		
		許容誤差：±0.03ml以下		
		全長：480mm程度		
		参考銘柄　ホールピペット　25ml　品番KN3317299	テックジャム	2
6-11	ポリ丸型洗浄瓶	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Washing Bottle	材質：本体/LDPE　蓋/LLDPE		
		容量：500ml		
		目盛：50ml		
		口内径：φ32mm程度		
		胴径：φ73mm程度		
		全高：242mm程度		
		参考銘柄　ポリ丸型洗浄瓶　500ml　品番KN3132292	テックジャム	10
6-12	ポリ広口瓶（中栓付き）	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Jar	材質：本体および蓋/HDPE　中栓/LDPE		
		容量：1000ml		
		目盛：100ml		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
6-12	ポリ広口瓶（中栓付き）	口内径：φ43mm程度		
	つづき	胴径：φ100mm程度		
		全高：186mm程度		
		参考銘柄　ポリ広口瓶(中栓付) WP-1000　品番KN3131819	テックジャム	5
6-13	ラテックスグローブ	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Latex Glove	材質：天然ゴム		
		タイプ：パウダーフリー		
		サイズ：L		
		入数：100枚入り以上/箱		
		参考銘柄　ラテックス・エコノミーグローブ　サイズ：L　品番KN3163170	テックジャム	2
7-1	スターラー	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Stirrer	撹拌容量：800ml程度		
		回転数：15～1500rpmの範囲を含む		
		自動反転機能：有する		
		プレートサイズ：φ100mm程度		
		プレート材質：ポリエステル箔		
		本体寸法（WxDxH）：116mm×175mm×12mm以下		
		本体重量：300g以下		
		付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄　スターラー Lab Disk 800ml　品番KN3323370	テックジャム	1
		標準付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
7-2	ラボラトリージャッキ	（仕様）用途：受入検査におけるワニス用		
	Jack	材質：上下板/ステンレスSUS304、その他/鋼		
		天板の高さ調節：側面のハンドルによる		
		耐荷重：25kg以上		
		天板サイズ：180㎜×180㎜程度		
		伸縮範囲：75～245㎜の範囲を含む		
		参考銘柄　ラボラトリージャッキ(ノブ式) LJ-18　品番KN3135623	テックジャム	1
8	デジタル秤	（仕様）用途：配合における計量用		
	Digital Scale	タイプ：デジタル台はかり		
		防塵・防水等級：IP65		
		計量皿材質：ステンレス		
		計量モード：･kg、個数、％		
		表示：デジタル蛍光表示		
		測定範囲上限：15kg以上		
		最小表示：0.005kg以下		
		RS-232Cインタフェース：装備		
		計量皿寸法：250×250㎜程度		
		本体寸法（WxDxH）：275㎜×474㎜×368㎜以下		
		付属品：ACアダプター（1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄　HV-15KGV	エー・アンド・デイ	1
		特別付属品：ACアダプター　AX-TB196（1個/台）	エー・アンド・デイ	1
		取扱説明書（英語　1部/台）	エー・アンド・デイ	1
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）	エー・アンド・デイ	1
		ダウントランス　PAL-40E（1個/台）	スワロー電機	1

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
9	局所集塵機	（仕様）用途：配合における集塵用		
	Local Exhaust Ventilation System			
		銘柄指定　CFA-215SC	昭和電機	1
		標準付属品：取扱説明書（英語　なければ日本語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　なければ日本語　1部/台）		
		特別付属品：交換フィルタ	昭和電機	1
		テーブル取付アーム　SD753-3535BM-R（1個/台）	昭和電機	1
		テーブルブラケット　SD75-10BB（1個/台）	昭和電機	1
		アルミフード　SD75-20HR（1個/台）	昭和電機	1
		ダウントランス　TI-20（1個/台）	カシムラ	1
		塩ビダクトホース　径φ75mm　長さ2m（1本/台）	民伝動機	1
		上記ダクトホース用バンド（2個/台）	民伝動機	2
10	グラインドメーター	（仕様）用途：特性値測定でのインキ特性確認用		
	Fineness of Grind Gauge	測定方法：2本の勾配溝により顔料等の組織粒の大きさを測定する		
		測定範囲：0～25μm		
		参考規格：JIS K 5600-2-5、JIS K 5701		
		本体寸法（WxDxH）：240mm×100mm×30mm以下		
		付属品：専用収納箱（1個/台）		
		スクレーパ（1個/台）		
		取扱説明書（英語　なければ日本語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　なければ日本語　1部/台）		
		参考銘柄①　カタログNo.PI-901（0-25μm仕様）	テスター産業	1
		標準付属品：専用収納箱（1個/台）		
		平型スクレーパ（1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
10	グラインドメーター	参考銘柄②　カタログNo.457　型式M-025	東洋精機製作所	1
	つづき	標準付属品：専用収納箱（1個/台）		
		取扱説明書（日本語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（日本語　1部/台）		
		特別付属品：平スクレーパ（1個/台）	東洋精機製作所	1
11	インキ乾燥試験機	（仕様）用途：特性値測定での乾燥度試験用		
	Ink Drying Time Tester	ドラム回転速度：1/10rpmを含む		
		測定時間：最大15時間以上		
		ドラム寸法：φ103㎜×300㎜程度		
		参考規格：JIS K 5701		
		本体寸法（WxDxH）：450㎜×250㎜×320㎜以下		
		付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄①　カタログNo.460	東洋精機製作所	1
		標準付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：ステップダウントランス（1台/台）	東洋精機製作所	1
		参考銘柄②　カタログNo.PI-201	テスター産業	1
		標準付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：ステップダウントランス（1台/台）	テスター産業	1
12	恒温乾燥器	（仕様）用途：特性値測定での乾燥度試験用		
	Drying Oven	方式：自然対流式		
		温度範囲：60～260℃の範囲を含む		
		温度分布精度：±10℃以下		
		最高温度到達時間：約45分以下		
		内装材質：ステンレス鋼板		

機材仕様明細書

ベトナム国通貨発券機能強化プロジェクト

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
12	恒温乾燥器	外装材質：鋼板塗装		
	つづき	ヒータ容量：0.9kW以下		
		内容量：27L程度		
		内寸法（WxDxH）：300mm×300mm×300mm程度		
		本体寸法（WxDxH）：470mm×450mm×720mm以下		
		本体重量：30kg以下		
		付属品：棚板（1枚以上/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄①　VTN-111	いすゞ製作所	1
		標準付属品：棚板（1枚/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄②　DX302	ヤマト科学	1
		標準付属品：棚板（2枚/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：JICA提出用取扱説明書（英語　1部/台）	ヤマト科学	1

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク（黒字）

The National Banknote Printing Plant

Haiphong seaport, Hanoi, Viet Nam

（インボイス番号）

C/No.（ケース番号/ケース数）

(2) サイド・マーク(赤字)

■英語：　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

□仏語：　COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON

□西語：　COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON

□中国語：　日本国政府技术合作

(3) CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。

② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。

③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2　梱包条件
以下のとおりとすること。

(5) 海上輸送・航空輸送の共通事項

① 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
② その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
③ 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
④ 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
⑤ 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
⑥ 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
⑦ 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

(6) 海上輸送梱包

① 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては厳重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
② 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
　ア. 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
　イ. 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
　ウ. 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
　エ. 熱処理・燻蒸証明書：必要な場合は取り付けること。
③ 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴桟を打ちつけること。
④ 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
⑤ 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア

梱包とすること。

⑥ コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること 。

⑦ FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

⑧ 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

(7) その他留意事項

機材No.1およびNo.3のフーバーマーラーについては、ガラス板は破損しないように梱包を施すこと。

以上

輸送条件書

1　業務内容

（1）仕向港までの輸送手配

（2）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配

（3）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き

（4）船積書類（B/L（Air Waybill）、インボイス、パッキングリスト等）の作成

（5）輸出通関手続き

（6）危険品がある場合の諸手続き

（7）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。

（8）貨物海上保険付保

（9）経由国を通過するための諸手続き

（10）仕向港から仕向地までの内陸輸送

（11）上記に付随する業務

2　輸送条件

（1）船積港　　　　日本国内港（受注者の手配による）

（2）仕向港　　　　ベトナム国

海上輸送：　　Haiphong seaport

仕向地（住所）：The National Banknote Printing Plant

30- Pham Van Dong- Dich Vong- Cau Giay- Hanoi, Viet Nam

（3）輸送方法と対象　　海送及び陸上輸送

海上輸送：　機材仕様明細書のとおり

（4）業務の範囲

仕向地における荷卸しまで（デバンニングを含む）

（5）安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

（ア）　船齢は15年以下

（イ）　船級を有していること

（ウ）　排水量1000トン以上

（6）積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（7）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

① 相手国における輸入通関手続き

② 超過保管料

ただし、①については、受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・海上輸送＋内陸輸送　　　陸揚港荷揚げ後 90 日

4 輸送書類

（1）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送：Bill of Landing *1	正3部、写3部
② Invoice *2	6部
③ Packing List	6部
④ 保険証券	正2部、写1部
⑤ 保険計算書	正1部、写1部
⑥ 容積重量証明書 *3	正1部、写5部
⑦ 原産地証明書	正1部、写5部 *4
⑧ 領事査証	正1部、写5部 *4
⑨ 木材梱包材熱処理・燻蒸証明書	正1部、写5部 *4
⑩ 輸送日程報告カード（予定）	1部
⑪ 輸送日程報告カード（確定）	正2部、写1部
⑫ 輸送日程報告カード（到着）	1部
⑬ 輸出許可通知書	1部

*1：船荷証券（B/L）は仕向地までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。なお、複合輸送の場合は、同一の輸送人に貨物の引受から引渡しまでを一貫として運送させること（国際複合一貫輸送）を原則とする。

*2：書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*3：海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、容積重量

証明書を提出すること。ただし、FCL 貨物の場合は不要

*4：経由地で必要な場合は取り付けること。

（2）船積書類記載事項

（Consignee）

Name: The National Banknote Printing Plant

Address: 30- Pham Van Dong- Dich Vong- Cau Giay- Hanoi, Viet Nam

（Notify Party）

JICA VIET NAM OFFICE

16th Floor, Daeha Business Center, 360 Kim Ma Street, Ba Dinh District, Hanoi, Viet Nam

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

技術協力により供与される機材の場合には以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. “

以上

技師派遣条件書

1　対象機材

付属書1「機材仕様明細書」 番号２　機材名：ミキサー(小型)

2　業務内容

対象機材の開梱、組立、据付、試運転、調整、動作検証、操作・保守指導

3　技師の資格

据付派遣技師は、メーカー所属またはメーカー指定業者の実務経験があるサービスエンジニアまたは専門技師であること。

4　想定派遣人数、工数

２名（技術者A、B）×３日、合計６人日。

☆上記日程は案である。受注者はより効率的かつ円滑な業務に資する案があれば、それに基づき業務を遂行してもよい。

5　スケジュール（案）

技術者AとBは同内容の業務を行うことを前提としている。移動日は含まれていない。

日	業　務　内　容（A、B共通）
1	開梱、組立、据付
2	試運転、調整、動作検証
3	操作指導

6　派遣手続き

（1）受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。

- ✓　ビザ取得：要（ビザ種別：　　　　）／不要（〇）
- ✓　現地受入確認：要（〇）（発注者が現地に連絡する）／不要

（2）受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

（3）受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。必要な情報は次のとおり。

- ✓ 技師氏名（英文）
- ✓ 国籍
- ✓ パスポート番号
- ✓ 所属先及び緊急時の連絡先
- ✓ 宿泊先
- ✓ フライトスケジュール
- ✓ 業務スケジュール

7　契約に含む費用

契約には以下の費用を含む。

- ✓ 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ✓ 人件費
- ✓ ビザ等入国のために必要な経費
- ✓ 業務に必要な工具の運搬費用
- ✓ 業務に必要な現地で調達する工事部材、工具、消耗品等の購入費
- ✓ その他必要な経費

8　支払い

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格し、検査合格通知書を発出したあとに支払われる。前払いは不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算はないものとする。

9　安全対策措置等

（1）　受注者は、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。

（2）　発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

（3）　受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。

（4）　発注者は、受注者の要請があった場合及び緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に変わって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

以　上